文書番号	
版 数	1
制定日	2019年4月1日
改訂日	2019年4月1日
実施開始日	2019年4月1日

# リモート接続使用基準

Ī	Ę		1,	/4	
承	認	承	認	作	成
開					

## 目次

1. 本書の目的	
1-1. 目的	2
1-2. 対象者	2
2. 定義	2
3. 使用範囲	2
3-1. 使用対象者	2
3-2. 対象機器	2
3-3. 使用を許可する社内システム	
4. リモート接続	3
4-1. ID 管理	3
4-2. リモート接続使用時	3
4-3. 緊急対応	
5. 例外事項	3
6. 罰則事項	3
<b>改訂履歷表</b>	4

文書番号 リモート接続使用基準 頁 2/4
-----------------------

### 1. 本書の目的

#### 1-1.目的

本文書は、リモート接続使用における遵守事項に関する基準文書である。リモート接続にともなうモバイルデバイスからの情報の漏えい、改ざん、破壊等を防止することを目的とする。

#### 1-2. 対象者

当社の従業員等で業務にモバイルデバイスを用いてリモート接続するすべての者。

## 2. 定義

- (1) 「リモート接続」とは、社内ネットワークに直接接続できない場所においてインターネット 等社外の環境を経由して社内システムや社内ネットワークおよび自社が契約し提供されてい る外部サービスのみに接続することをいう。
- (2) 「モバイルデバイス」とは、以下「モバイル PC」と「スマートデバイス」の総称とする。
- (3) 「モバイル PC」とは、社外に持ち出し可能なパソコンをいう。
- (4) 「スマートデバイス」とは、スマートフォンやタブレット等、パソコンと異なり、キーボードを使わず指やタッチペンにてタッチスクリーンを操作する端末をいう。
- (5) 「当社」とは、池田糖化グループをいう。
- (6) 「従業員等」とは、当社の役員及びこれに準じる者並びに従業員(嘱託、パートタイマー、 アルバイト、派遣社員及び当社の関係会社からの受入者を含む。)をいう。
- (7) 「ITS」とは、アイティエス システム部門をいう。

## 3. 使用範囲

#### 3-1. 使用対象者

リモート接続を許可する条件として、以下のすべての条件を満たした者とする。

- (1) 「誓約書」を提出した者。
- (2) 所属する部門長から ITS へ「リモート接続申請書」を提出された者。
- (3) 集合教育、または e-Learning 研修にてリモート接続使用に関する教育の受講を完了した者。
- (4) 「IT・セキュリティに対するリテラシー」を有する者。

#### 3-2. 対象機器

リモート接続可能な機器は、以下の「モバイルデバイス」を対象とする。

(1) ITSより使用を許可されたモバイルデバイス。

#### 3-3. 使用を許可する社内システム

リモート接続によりモバイルデバイスからアクセスできる社内システムは社内LANパソコンと同等とする。

	文書番号		リモート接続使用基準	頁	3/4
--	------	--	------------	---	-----

## 4. リモート接続

使用を許可された者が、使用を許可されたモバイルデバイスのみを使用してリモート接続を 行うこと。

- (1) 使用許可を与えられていないモバイルデバイスから社内システムや社内 LAN パソコンヘリモート接続しないこと。
- (2) 個人に支給または貸出されたモバイルデバイスを他者に貸与しないこと。

#### 4-1. ID 管理

使用を許可された者のみがリモート接続できるように、リモート接続用に付与されたIDは、 他者に不正利用されることのないよう厳重に管理すること。

- (1) リモート接続用の ID 及びそのパスワードは、他者と共有しないこと。
- (2) リモート接続用の ID 及びそのパスワードは、他者が不正利用可能となる状態にしないこと。

#### 4-2. リモート接続使用時

公共の場でリモート接続を行う場合、情報漏えいを防ぐために以下の対策を行ったうえで使用すること。

- (1) マルウェア対策ソフトなどが接続可能な状態でリモート接続すること。
- (2) リモート接続使用時は、部外者が不正に閲覧できない状態にすること。
- (3) やむを得ず離席する際は、モバイルデバイスの不正利用を防止すること。

#### 4-3. 緊急対応

万が一の事件・事故に備え、速やかに対応できるよう、以下の手順や連絡先を把握しておくこと。

- (1) モバイルデバイスの盗難・紛失の疑いがある場合、速やかに ITS へ報告する。
- (2) パスワード紛失、マルウェア感染、重要情報の漏えいなどの疑いがある場合、速やかに ITS へ報告する.

### 5. 例外事項

業務都合等により本基準の遵守事項を守れない状況が発生した場合は、ITS に報告し、例外の適用承認を受けること。

## 6. 罰則事項

本基準の遵守事項に違反した者は、その違反内容によっては罰則を課せられる場合がある。

文書番号	リモート接続使用基準	頁	4/4
------	------------	---	-----

## 改訂履歴表

版	数	制定·改訂日	実施日	改訂の概要 (改訂箇所、改訂内容、改訂理由等)	承 認	作成
	1	2019年4月1日	2019年4月1日	新規作成		